毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
11月6日
（金曜日）

目　次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
保安林予定森林（阿武町）（森林整備課）……三
道路の区域の変更（道路整備課）……三
道路の供用の開始（道路整備課）……三
○公告
林業種苗生産事業者の登録（森林整備課）……四

山口県告示第三百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年十一月六日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年十一月六日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　日鉄溶接工業株式会社
住　所　東京都江東区東陽二丁目四番二号

二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　日鉄溶接工業株式会社光工場
所在地　光市浅江四丁目二番一号

三　特定施設に関する事項
㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力（Nm³／日）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	季節的変動の概要	
六三―ホ	一四四、〇〇〇	令和八、一二、一〇	令和八、一二、一〇	令和九、一、四	連続	一日当たりの使用時間 二四時間	変動なし

備考　「六三―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二)　排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量（m³）			
		水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	浮遊物質量（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）						
六三－ホ		通常	通常	通常	通常	通常			通常	最大		
		最大	最大	最大	最大	最大						
	七	八〉五	一〇〇	二〇〇	一	四	一〇	二〇	〇・五	一	三	三

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
ワイヤ排水処理設備	鉄筋コンクリート及び鋼板製	三七〇	中和・凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	（既設）		

(二)　処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）			
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
ワイヤ排水処理設備		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
処理前		二	二〉一	二二〇	六九一	一一二	一七四	六		一一	二二	〇・五	一・一	二五五・一	三〇八・二
処理後		七	八〉六	一八・六	二四	二〇	二五	三		一〇	二〇	〃	一	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値										排出水の一日当たりの量（m³）			
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	七	八〉六	七	九	一〇	二〇	三	三	一	二	〇・一	〇・二	一二五	二五〇
No.5 排水口	〃	〃	一四・一	一八・二	一六	二三	二	二	六・五	一三・一	〇・三六	〇・六九	四一七・一	五〇一・二
No.6 排水口	〃	〃	七	九	一〇	二〇	三	三	一	二	〇・一	〇・二	二〇	四〇

山口県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十一月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字奈古字永通二六四、二六五、二六六の一、二六六の三、二六六の四、二七〇、三〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ下三〇四、三〇五の三から三〇五の六まで、字中ノ原三五五、一〇〇八三の三、一〇〇八三の六、一〇〇八三の九、一〇〇八八の三、一〇〇八八の五、一〇〇八八の六、一〇〇九〇の一から一〇〇九〇の三まで、一〇〇九一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇九五の一、一〇〇九五の二、字上ノ原一〇〇七六、一〇〇七八、一〇〇七九の九、一〇〇八〇の一、一〇〇八〇の二、一〇〇八一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿武町大字奈古字中ノ原一〇〇八八の三・一〇〇八八の六・一〇〇九〇の一・一〇〇九〇の三・一〇〇九一・字上ノ原一〇〇七八・一〇〇八〇の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において縦覧に供する。

令和八年十一月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道

路線名　鹿野吉賀線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
周南市大字鹿野上字五郎万治八五の一地先から同市同大字字五郎万一〇四二の三地先まで	旧	最狭 四・五 最広 一六・八	一〇〇・六	
	新	最狭 六・〇 最広 二六・六	八九・二	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鹿野吉賀線	周南市大字鹿野上字五郎万治八五の一地先から同市同大字字五郎万一〇四二二の三地先まで	令和八年十一月七日

（二一二）林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

令和八年十一月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一二一七	吉村林業株式会社　美祢市西厚保町原一二五四	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の名称及び住所に同じ。

令和八年十一月六日印刷
令和八年十一月六日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事